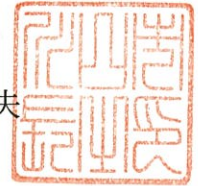


川 会 発 第 3 号
令和 7 年 1 2 月 1 6 日

川口市監査委員	西	原	信一郎	様
同	金	井	洋	様
同	関		由紀夫	様
同	船	津	由 徳	様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和 7 年 1 0 月 1 日執行の会計課定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

記

指摘事項

支出事務について（会計課）

消耗品の購入において、支出負担行為が、川口市予算事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

当該指摘以降の消耗品の購入における支出負担行為は、川口市予算事務規則に則って行われるように改善済みです。

今後も適正に事務を執行するよう、十分に留意いたします。

